会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅱ第４７６号
令和５年６月６日

郡市・大学医師会長　　殿
（自賠責保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）
（公印省略）

自賠責保険診療費算定基準（新基準）にかかわる
周知用ツール配布の協力依頼について

このたび、一般社団法人日本損害保険協会関東支部から事務連絡、並びに日本医師会から、令和５年６月１日付日医発第455号にて、自賠責保険診療費算定基準（新基準）の普及を目的として、本会あてに解説のためのツール（冊子）の提供がある旨通知がありました。

自賠責保険診療費算定基準（新基準）は、日本医師会・日本損害保険協会・自動車保険料率算定会（損害保険料率算出機構）の三者協議において、交通事故診療にかかる医療費請求の適正化および被害者の早期社会復帰に資することを目的として制定され、新基準の運用にあたっては「浸透、定着」後、制度化を図ることとされております。

つきましては、下記内容及び別添写しをご確認いただき、冊子の配布希望部数を６月１４日（水）までに、別添回答用紙にてご回答くださいますようお願いいたします。なお、配布をご希望されない場合もご回答ください。

記

１．送付対象物	自賠責保険 診療費算定の手引き（解説冊子） ※本冊子の内容は、昨年度と変更ありません。	
２．部　　数	制限はありません （全体で約１万分程度を予定。申込状況により、調整もあり）	
３．費　　用	無料（送料含む）	
４．提供時期	令和５年１０月上旬頃	

担　当：業務Ⅱ課　森田
電　話：048-824-2611（代表）
ＦＡＸ：048-822-8515

越谷八潮医師会
収受
5,6,-6
第364号

回答用紙

埼玉県医師会業務Ⅱ課　森田　あて
（ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５）

自賠責保険診療費算定の手引き（解説冊子）の提供について

下記のいずれかに○を付けてください。希望する場合、部数を明記ください。

・希望する（＿＿＿＿＿＿部）

・希望しない

郡　市　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿医師会

御担当者様氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※**６月１４日(水)まで**にＦＡＸにてご返信ください。

写

日医発第455号（保険）
令和５年６月１日

都道府県医師会
自賠責保険担当理事殿

日本医師会常任理事
細　川　秀　一
（公印省略）

自賠責保険診療費算定基準（新基準）にかかわる
周知用ツール配布の協力依頼について

昭和５９年の自動車損害賠償責任保険審議会における答申をうけ、平成元年６月より日本医師会 ・日本損害保険協会・自動車保険料率算定会（損害保険料料率算出機構）三者協議において、交通事故診療にかかる医療費請求の適正化および被害者の早期社会復帰を資することを目的として、自賠責保険診療費算定基準（新基準）が制定され、新基準の運用にあたっては「浸透、定着」後、制度化を図ることとされております。

昨年に引き続き、日本損害保険協会より新基準のさらなる普及を目的として、医療機関向けに新基準の解説のためのツール（自賠責保険　診療費算定の手引き）を作成し、都道府県医師会にご提供する旨、連絡がございましたのでお知らせいたします。

具体的なスケジュールとしては、本年６月を目途に、事前に協会支部より都道府県医師会へご提供についての相談・確認を行う予定です。その後、10 月末頃を目処にご希望部数を送付することとなります。

あくまでも参考資料としての提供を目的としておりますので不要でしたら、その旨ご回答をお願いいたします。

以上、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

（添付文書）
１．自賠責診療報酬基準案（新基準）普及への取り組みついて
（2023.5.30　損サ第 23-31 号　日本損害保険協会　損害サービス企画部長）
２．自賠責保険　診療費算定の手引き　基準案の利用について（冊子）

損サ第 23-31 号
2023 年 5 月 30 日

公益社団法人日本医師会
常任理事　細川　秀一　様

一般社団法人　日本損害保険協会
損害サービス企画部長　根本　養一

自賠責診療報酬基準案（新基準）普及への取り組みについて

拝啓　立夏の候、貴会におかれましては益々御清祥のことと御慶び申し上げます。また平素は弊会業務に御高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、自賠責診療報酬基準案（新基準）の普及にあたり、弊会では同案の未導入の医療機関、あるいは導入済みではあるものの改めて内容を把握されたい医療機関向けに、同案の内容を解説するツールを作成し、ご希望のあった各都道府県医師会様に展開をさせていただいております。

つきましては、今年度も各都道府県医師会様へ弊会支部よりご希望の部数や送付先等、詳細を確認させていただきますので、その旨をあらかじめ貴会から各都道府県医師会様に情報連携いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬　具

記

（ご提供先）
各都道府県医師会様

（ご提供予定資料）
自賠責保険 診療費算定の手引き（解説冊子）　：　希望部数

（ご提供方法）
日本損害保険協会本部から各都道府県医師会様へ郵送

（ご提供時期）
2023 年 10 月上旬頃

以　上

【本件のご照会先】
一般社団法人日本損害保険協会
損害サービス企画部自動車グループ
TEL ：03-3255-1226　E-mail： songyou-j@sonpo.or.jp

SONPO

自賠責保険

診療費算定の手引き

基準案の利用について

［ 2022年10月版 ］



一般社団法人 日本損害保険協会

この冊子は、自賠責保険診療報酬基準案（以下、基準案）浸透・定着に向け、
基準案の概要や正確な算定方法等をまとめた手引きです。
医療機関や保険会社において広くご活用ください。

CONTENTS

CHAPTER 01 基準案とは

基準案とは……1
作成経緯……1
基準案の合意……2
自賠責保険（強制保険）……2
算定方法のポイント……3

CHAPTER 02 診療報酬明細書（レセプト）記入方法

記入例……4
記入方法……6

CHAPTER 03 資料

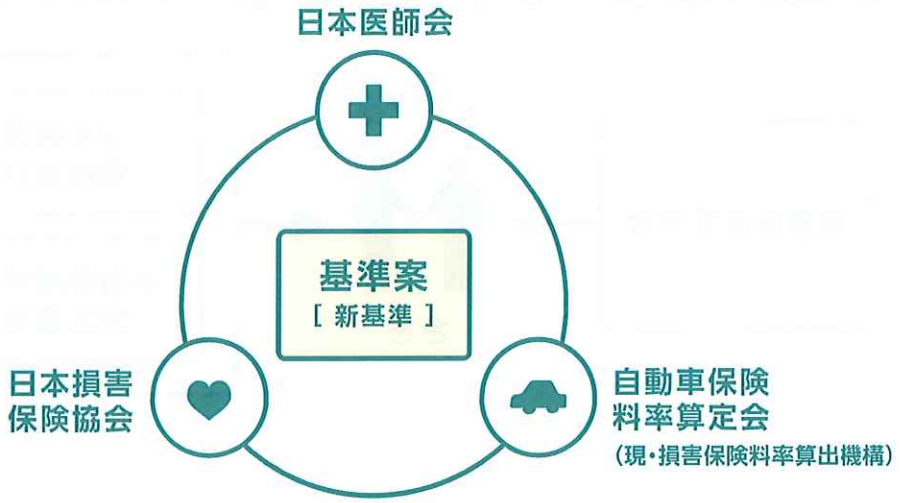
よくある質問……11
お役立ち情報……13

本内容を分かりやすく解説するため、
本文中は下記の略称を使用しています。

正式名称	略称
自賠責保険診療報酬基準案	基準案
自動車損害賠償責任保険	自賠責保険
健康保険	健保
労働者災害補償保険	労災
自動車損害賠償責任保険審議会	自賠責審議会

基準案とは

基準案は自賠責審議会の答申に基づき、日本医師会、日本損害保険協会、自動車保険料率算定会（現・損害保険料率算出機構）が交通事故診療における診療報酬算定の基準案として設定したものです。**医療業界では「新基準」**とも呼ばれています。



作成経緯

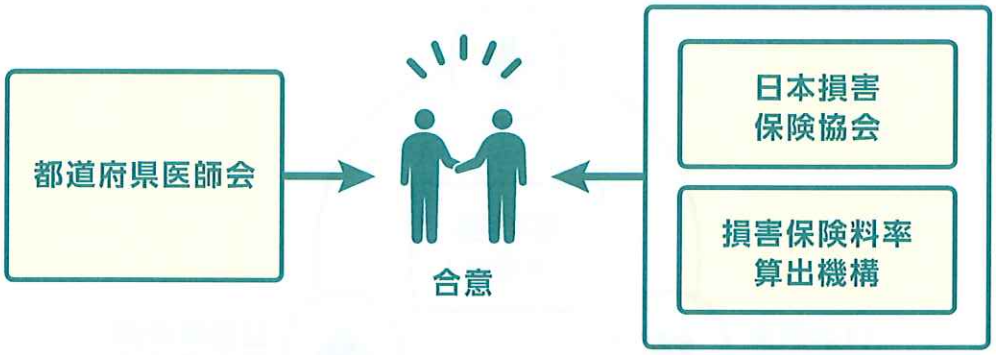
- **1969（昭和44）年** 自賠責審議会において、被害者に適正な医療の給付が行われるよう必要な措置について答申
- **1984（昭和59）年** 自賠責審議会において、日本医師会の協力を得て、自賠責保険の診療報酬基準の作成を検討するよう答申
- **1989（平成元）年** **日本医師会との間で基準案の基本合意**が成立
 この後、基準案の合意に向けて各都道府県医師会との交渉が開始、2015年に全都道府県合意に至る

合意内容

1. 自動車保険の診療費については、現行労災保険診療費算定基準に準拠し、薬剤等「モノ」についてはその単価を12円とし、その他の技術料についてはこれに20%を加算した額を上限とする。
2. ただし、これは個々の医療機関が現に請求し、支払いを受けている診療費の水準を引き上げる主旨のものではない。

基準案の合意

都道府県医師会と日本損害保険協会および損害保険料率算出機構で個別に合意していますが、基本的には**全国同じ内容**です。2015年にはすべての各都道府県医師会との合意に至っています。
なお、基準案の使用は強制ではなく、医療機関の判断に委ねられています。(手上げ方式)



自賠責保険(強制保険)

自賠責保険は、交通事故による被害者を救済するため、オートバイ・原付を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。



自賠責保険の支払対象

対象になるもの	対象にならないもの(例)
自動車で交通事故を起こし、他人を死傷させた場合に、自賠責保険支払基準で算定された損害額	・物的損害によるもの(被害者の自動車、建物など) ・事故と関係のない損害(事故前からの既往症など)

自賠責保険の支払限度額

ケガのとき	死亡のとき	後遺障害があるとき
120万円まで	3,000万円まで	75万円(14級)～ 4,000万円(1級)まで

※治療費は、健保、自由診療のいずれの請求でも自賠責保険の支払は可能です。

算定方法のポイント

基準案では労災の算定基準に準拠していますが、
マーカー部分は、労災にはなく、基準案独自の設定・項目です。

薬剤等モノ	・薬剤 ・フィルム ・特定保険医療材料 ・腰部、胸部又は頸部固定帯加算　等	点数 × 単価12円
その他技術料	料金表示のもの ・初診料 ・再診料、再診時療養指導管理料 ・入院時食事療養費 等	料金 × 1.2（加算率上限）
	点数表示のもの ・注射手技料 ・創傷処置料 ・検査料 等	点数 × 単価12円 × 1.2（加算率上限）
初回入院時諸費用	2,000円（上限） ※初回入院時1医療機関につき1回限り	

薬剤等モノとその他技術料の区分を定めている地域もあります。詳細は各都道府県医師会にお問合せください。

記入例［入院］

記入方法を理解しやすいよう例を挙げているため、同一事案としての整合性はありません。

2022 年 6 月分　自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書　(入院)

氏名	損保　太郎	生 1989 年生 (男)女 33 才	受傷日	2022 年 6 月 22 日	診療実日数 5 日
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲		初診日	2022 年 6 月 22 日	※転帰 治癒 死亡 中止 転医
			診療期間	自 2022 年 6 月 22 日 至 2022 年 6 月 26 日	

診療内容		点数 技術	点数 薬剤等
10 診	11 初診 (時間外)休日・深夜・乳幼児	85 点	点
	13 医学管理		******
療	10 小計	85	******
20 投薬	21 内服 単位	******	
	22 屯服 単位	******	
	23 外用 単位	******	
	24 調剤 × 日		******
	26 麻毒 × 日		******
	27 調基 × 回		******
	20 小計	******	******
30 注射	3 回	297	******
	3 回 薬剤等	******	138
40 処置	3 回	234	******
	3 回 薬剤等	******	9
50 手術	1 回	1,425	******
	1 回 薬剤等	******	8
60 検査	1 回	258	******
	回 薬剤等	******	
70 画像	1 回	213	******
	1 回 フィルム・薬剤等	******	5
80 リハビリテーション等	1 回	285	******
	薬剤等		******
90 入院	入院年月日 2022年 6 月 22 日		******
	(病)診 衣 2595 × 5 日	12,975	******
	急一般1 × 日		******
	× 日		******
	× 日		******
	× 日		******
	特定入院料等		******
	90 小計	12,975	******
10 ～ 90 の点数計		15,772 点	160 点

診療内容		金額	摘要
10 診	11 初診	3,820 円	
	救急医療管理加算	6,900 円	
療	10 小計	^ 10,720 円	
80 その他	入院室料加算 2人部屋 × 1 日間	5,500 円	5,500×1 ※普通室満床のため (甲地)
	初回入院時諸費用	2,000 円	
	80 小計	= 7,500 円	
97 食事	基準 924 円 ×1/2 回		備考 770(労災)×1.2 =924
	円 × 回		
	円 × 日		
	97 小計	^ 11,088 円	
診断書料		/ 通	^ 3,000 円
明細書料		通	ト 円

	摘要	
32	ノイロトロピン注射液3.6単位3ml	16×3
33	生食500ml / V	19×3
	点滴(カビステン筋注)50mg /A	11×3
	手技料	99×3
40	創傷処置(100cm²未満/右前腕)	(52×1.5)×3
	ゲンタシン軟膏3g	3×3
50	創傷処理(筋肉、臓器に達しない/ 長径5cm以上10cm未満/右下腿)	(950×1.5)×1
	キシロカイン2% 5ml	8×1
60	尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣	(26+27)×1
	血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像	(21+25)×1
	判断料(尿・血液)	(34+125)×1
70	X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・ フィルム六ツ切1枚	(43+60+5)×1
	緊固 6/26 引き続き入院	10×1
80	運動器リハビリテーション料(I)	
	右前腕骨折 2022年6月25日 /日	(190×1.5)×1
90	急一般1 入院基本料	2,145
	初期加算(14日以内)	450

請求額の計算	A (イ×単価×1.2)	B (ロ×単価)	C (ハ×1.2)	D (ニ+ホ+ヘ+ト)	合計 (A+B+C+D)
	227,117 円	1,920 円	12,864 円	21,588 円	263,489 円

上記金額¥ 263,489 を ○△□損保会社 殿
(に請求・~~6/25領~~)済であることを証明いたします。
(請求または受領のいずれかを抹消し消印してください。)
2022 年 6 月 27 日
所在地 東京都千代田区神田○丁目△番地
名称 ○○医院 (　　床)
医師名 △△□□ 印
電話 01-2345-6789

受付印	受付印

※欄は該当する事項を○で囲んでください。

この診療報酬明細書は自動車損害賠償責任保険・共済の処理上必要といたしますので、この用紙を使用し診療内容を詳細にご記入願います。

記入例［入院外］

項目ごとの留意点は6～10ページをご参照ください。

2022 年 7 月分　　自動車損害賠償責任保険・共済　診療報酬明細書　（入院外）

氏名	協会　花子	※ 1993 年生 (男)(女) 29 才	受傷日	2022 年 7 月 1 日	診療実日数 3 日
傷病名	左前腕打撲		初診日	2022 年 7 月 1 日	※転帰 治癒・継続・転医・中止・死亡
			診療期間	自 2022 年 7 月 1 日 至 2022 年 7 月 27 日	

診療内容		点数 技術	点数 薬剤等	診療内容	金額	摘要
10 診察	11 初診 (時間外)休日・深夜・乳幼児	85 点	******点	11初診	3,820 円	
	12再診 外来管理加算 2 回	104	******	12再診 2 回	2,800 円	(特) 52×2
	再診 時間外 回		******	指導管理 1 回	920 円	再診時療養指導管理料
	休日 回		******	救急医療管理加算	1,250 円	日常生活動作 1回
	深夜 回		******	10小計	ハ 8,790 円	
	13 医学管理		******	80 その他	ニ 円	
	その他		******	診断書料 1 通	ホ 3,000 円	
	10 小計	189	******	明細書料 通	ヘ 円	
20 投薬	21 内服 薬剤 3 単位	******	18	摘要		
	内服 調剤 11 × 1 回	11	******	21 セフゾンカプセル100mg	6×3	
	22 屯服 薬剤 単位	******		23 ゲンタシン軟膏10g	11×1	
	23 外用 薬剤 1 単位	******	11	32 ノイロトロピン注射液3.6単位3ml	16×1	
	外用 調剤 8 × 1 回	8	******	静脈内注射	34×1	
	25 処方 42 × 2 回	84	******	40 創傷処置(100cm²未満/左前腕)	(52×1.5)×1	
	26 麻毒 回		******	ゲンタシン軟膏3g	3×1	
	27 調基 回		******	80 処方せん	68×1	
	20 小計	103 ******	29			
30 注射	31 皮下筋肉内 回		******			
	32 静脈内 1 回	34	******			
	33 その他 回		******			
	薬剤等	******	16			
	30 小計	34 ******	16			
40 処置	1 回	78	******			
	薬剤等 1 回	******	3			
50 手術 麻酔	回		******			
	薬剤等 回	******				
60 検査	回		******			
	薬剤等 回	******				
70 画像診断	回		******			
	フイルム・薬剤等 回	******				
80 その他	処方せん 1 回	68	******			
	薬剤等	******	******			
10 ～ 80 点数計		イ 472 点	ロ 48 点			

請求書の計算	A(イ×単価×1.2)	B(ロ×単価)	C(ハ×1.2)	D(ニ+ホ+ヘ)	合計(A+B+C+D)
	6,797 円	576 円	10,548 円	3,000 円	20,921 円

通院日に○印を つけてください

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計
7月	○														○												○					11
月																																

上記金額¥ 20,921 を ○△□損保会社 殿 に請求 ~~から受領~~ 済であることを証明いたします。
(請求または受領のいずれかを抹消し消印してください。)
2022 年 7 月 31 日

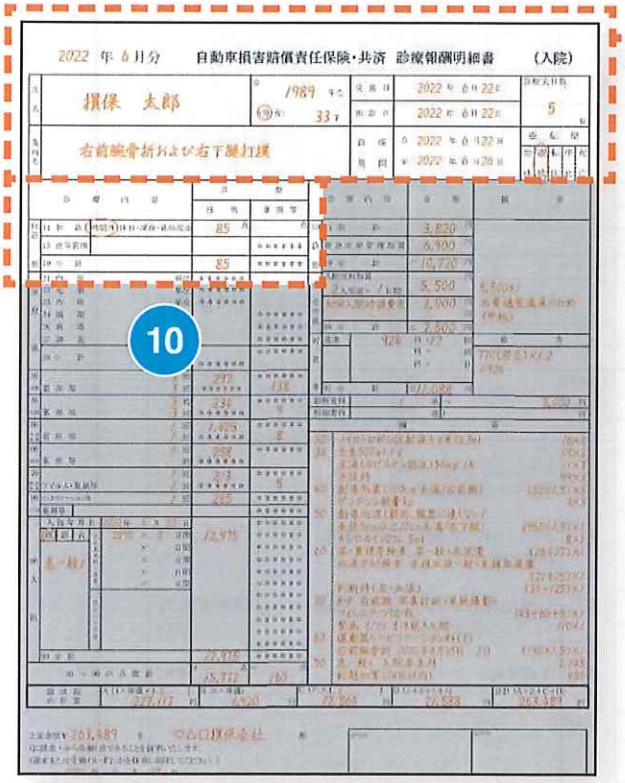
所在地 東京都千代田区神田○丁目△番地
名称 ○○医院 (床)
医師名 △△□□ 印
(電話番号) 01-2345-6789

受付	交付

※欄は該当する事項に○で囲んでください。

記入方法

診療報酬明細書の入院例をベースに解説していますが、入院外で書き方が違う箇所は、
入院外 のマークをご参照ください。



- 【傷病名】は標準的に用いられている傷病名を記入(摘要欄にも記入可)
- 【受傷日】は事故にあった日を記入
- 【診療実日数】は入院日数を記入
(入退院日はそれぞれ1日として数える)

入院外

【診療実日数】

※患者または看護している人へ電話等で治療の指示をした場合は1日として数える(回数を摘要欄に記入)

※同じ日に初診、再診が2回以上でも1日として数える

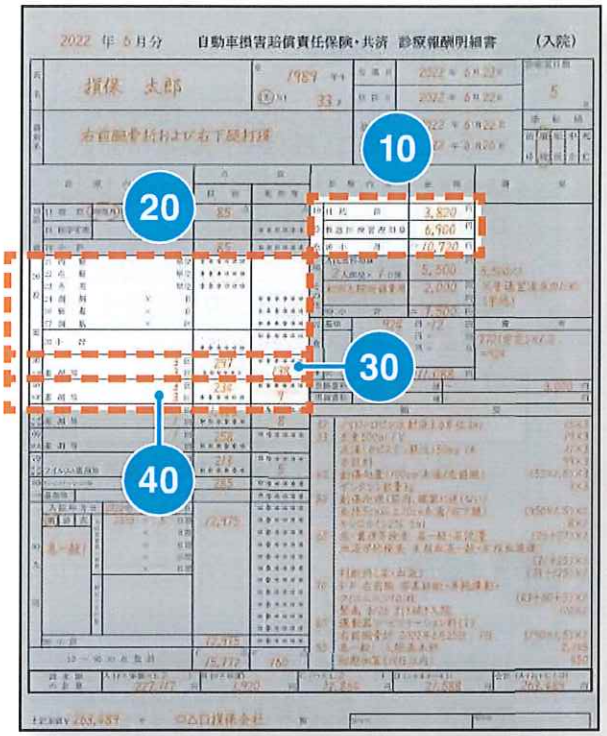
10 診察(点数)

- 初診時において、時間外等の加算がある場合には○で囲み点数を記入
- 特殊な疾患(てんかん、糖尿病など)に対する診療や医療機関が連携して行う治療管理等が行われた場合は13医学管理の欄に健保の診療報酬に準じて記入

入院外

診療内容			点数	
			技術	薬剤等
10 診察	11 初診	(時間外)休日・深夜・乳幼児	85 点	＊＊＊＊＊＊点
	12 再診	外来管理加算 2 回	104	＊＊＊＊＊＊
		時間外 回		＊＊＊＊＊＊
		休日 回		＊＊＊＊＊＊
		深夜 回		＊＊＊＊＊＊
	13 医学管理			＊＊＊＊＊＊
	その他			＊＊＊＊＊＊
	10 小計		189	＊＊＊＊＊＊

12再診欄の外来管理加算には、健保の算定と労災の特例扱いを合算して記入、このうち特例扱いの回数は摘要欄に記入



10 診察(金額)

・原則として、労災診療報酬明細書の記載要領に準じて記入

・初診料の金額を記入し、救急医療を行った際は加算額を記入

入院外

10 診療	11初 診		3,820 円	
	12再 診	2 回	2,800 円	(特)52×2
	指導管理	1 回	920 円	再診時療養指導管理料
	救急医療管理加算		1,250 円	日常生活動作 1回
	10小 計		8,790 円	

・12再診の項に回数と金額を記入

・再診時療養指導管理料は、外来患者に対して再診時に、日常生活動作に関する指導など療養上の指導を行った場合に指導の都度算定し記入

20 投薬

・健保における診療報酬明細書の記載要領に準じて記入

・技術(左側)、薬剤等(右側)にそれぞれの合計点数を記入

	摘 要	
21	セフゾンカプセル100mg	6×3
23	ゲンタシン軟膏10g	1×1

30 注射

・手技料、薬剤等料は回数と点数を記入

・内訳は、摘要欄に診療番号と診療行為や回数を明記

32	ノイロトロピン注射液3.6単位3ml	16×3
33	生食500ml 1V	19×3
	点滴(カビステン筋注)50mg 1A	11×3
	手技料	99×3

入院外

30 注 射	31 皮下筋肉内	回		******
	32 静脈内	1 回	34	******
	33 その他	回		******
	薬剤等		******	16
	30小 計		34 ******	****** 16

皮下筋肉内、静脈内、その他に回数と点数を記入し使用した薬剤等は全て合算して記入
(内訳は摘要欄に記入)

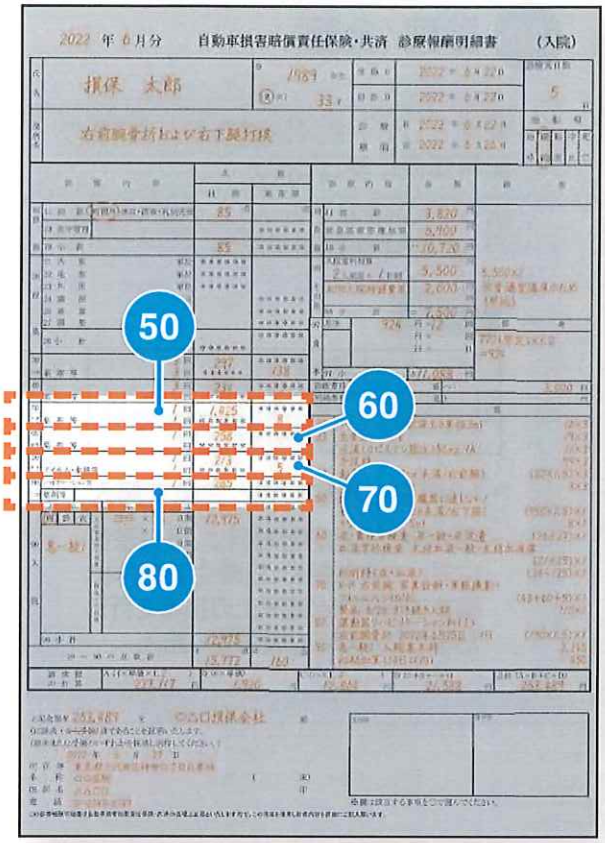
40 処置

・摘要欄に該当部位、点数、回数を明記し合計点数を記入

・摘要欄に薬名、規格単位(%、mgまたはml等)を明記

40	創傷処置(100cm²未満/右前腕)	(52×1.5)×3
	ゲンタシン軟膏3g	3×3

52×1.5(四肢加算)= 78点×3回



50 手術・麻酔

・手術名、大きさ、部位を摘要欄に記入
・薬剤等は薬名、規格単位(%、mgまたはml等)を摘要欄に明記
・特定保険医療材料を使用した場合は薬剤等に点数を記入し内訳を摘要欄に明記

50	創傷処理(筋肉、臓器に達しない/長径5cm以上10cm未満/右下腿) キシロカイン2% 5ml	(950×1.5)×1 8×1

950×1.5(四肢加算)=1425点×1回

60 検査

・検査の種類ごと区分して概要欄に記入
・薬剤等は、薬名、規格単位(%、mgまたはml等)を摘要欄に明記

60	尿・糞便等検査 尿一般・尿沈渣 血液学的検査 末梢血液一般・末梢血液像 判断料(尿・血液)	(26+27)×1 (21+25)×1 (34+125)×1

70 画像診断

・撮影診断とフィルム等に分けて記入
・摘要欄に画像診断の種類、撮影部位、フィルムの大きさ、枚数、回数等を明記

70	X-P 右前腕 写真診断・単純撮影・ フィルム六ツ切1枚 緊血 6/26 引き続き入院	(43+60+5)×1 110×1

80 その他(点数)

・摘要欄にリハビリテーションの各項目、区分、算定単位数、実施日数等を明記し、その他欄に合算した点数を記入
・薬剤等は、薬名、規格単位(%、mgまたはml等)を摘要欄に明記

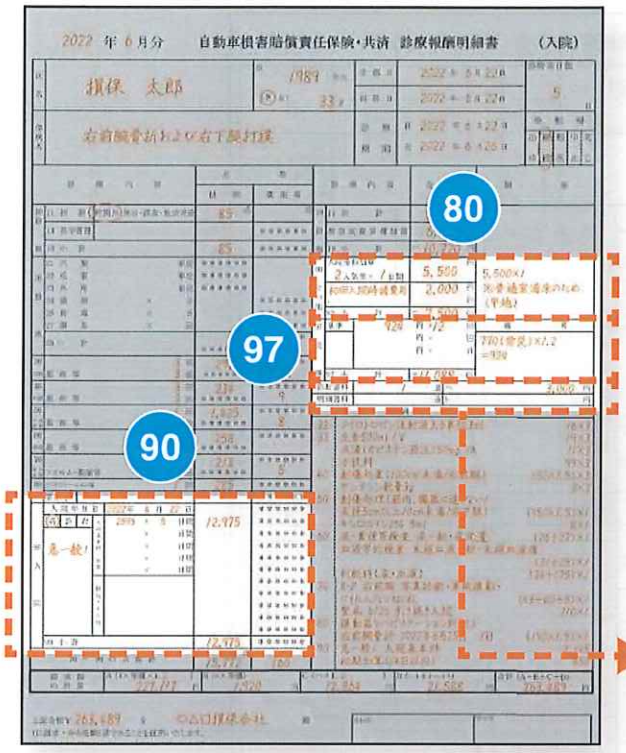
80	運動器リハビリテーション料(I) 右前腕骨折 2022年6月25日 1日	(190×1.5)×1

190×1.5(四肢加算)=285点×1回

入院外

80	処方せん / 回	68	＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊
その他	リハビリテーション等		
薬	薬剤等	＊＊＊＊＊＊	

処方せんを交付した場合は、回数、点数を記入



90 入院

・病院、診療所別、病衣貸与料の該当するものを○で囲み、入院基本料の種類別等を記入

・加算等（地域加算、看護補助加算、看護配置加算等）がある場合には、持込・その他欄に記入し、摘要欄に点数の内訳を明記

90	急一般1 入院基本料	2,145
	初期加算(14日以内)	450

【診断書】、【明細書】を
発行した場合には、数量と金額を記入
(料金の定めはない)

80 その他（金額）

・入院室料加算の場合は、○人部屋、日数、金額を記入

POINT

入院室料加算は病室の種類、地域区分によって金額が異なります

※2人部屋で甲地の場合：**5,500円（上限）**

※加算率がある都道府県については加算率（加算上限×1.2）を乗じた金額を記入

・治療用装具等を算定した場合や、初回入院時諸費用は、空欄に記入

POINT

初回入院時諸費用は1医療機関につき

初回入院時1回限り **2,000円（上限）** を算定

97 食事

・1食の所定の料金に加算率を乗じた金額と食事回数を記入

POINT

食事には所定の加算率を乗じた金額を記入

※食事770円 × **1.2（加算上限）** = 924円

CHAPTER 02

診療報酬明細書(レセプト)記入方法



2022 年 6 月分　自動車損害賠償責任保険・共済 診療報酬明細書　(入院)

氏名	損保　太郎	生年	1989 年
		男・女	33 才
傷病名	右前腕骨折および右下腿打撲	受傷日	2022 年 6 月 22 日
		初診日	2022 年 6 月 22 日
		診療期間	自 2022 年 6 月 22 日 至 2022 年 6 月 26 日
		診療実日数	5 日
		転帰	治癒・中止・死亡

診療内容	点数 技術	点数 薬剤等	診療内容	金額	摘要
11 初診 (時間外・休日・深夜・乳幼児)	85 点		11 初診	3,820 円	
13 医学管理			救急医療管理加算	6,900 円	
10 小計	85		10 小計	10,720 円	
21 内服 単位			入院基本料加算 2人部屋 × 1 日間	5,500 円	5,500×1 ※普通室満床のため(甲地)
22 屯服 単位			初回入院時諸費用	2,000 円	
23 外用 単位			30 小計	7,500 円	
24 調剤 × 日			基準 924 円 × 1/2 回		備考 770(労災)×1.2 =924
26 屠薬 × 日			円 × 回		
27 調基 × 回			円 × 日		
28 小計			37 小計	11,088 円	
30 3 回	297	138	診断書料 1 通	3,000 円	
薬剤等 3 回			明細書料 通	円	
40 3 回	234	9			
薬剤等 3 回					
50 / 回	1,425	8			
薬剤等 / 回					
60 / 回	258				
薬剤等 / 回					
70 / 回	213	5			
ワイル・薬剤等 / 回					
80 / 回	285				
薬剤等					
90 入院 入院年月日 2022年 6月 22日	12,975				
初診・再診 2515 × 5 日間					
急一般1 × 日間					
× 日間					
× 日間					
90 小計	12,975				
10 ～ 90 の点数計	15,772 点	160 点			

請求額の計算	A (点数×1.2)	B (点数×単価)	C (点数×1.2)	D (イ+ヘ+ト)	合計 (A+B+C+D)
	227,117 円	1,920 円	12,864 円	21,588 円	263,489 円

A　B　C　D

最後にA、B、C、Dの金額を計算し、A～Dの合計により金額を算出する

POINT　**AとC(その他技術料)の項には基準案の加算額が適用される**

A 技術の点数計(イ)15,772点 × 単価12円 × **1.2(加算上限)** = **227,117円**

B 薬剤等の点数計(ロ)160点 × 単価12円 = **1,920円**

C 診察計(ハ)10,720円 × **1.2(加算上限)** = **12,864円**

D その他計(ニ)7,500円 + 食事計(ホ)11,088円 + 診断書(ヘ)3,000円 = **21,588円**

A+B+C+D= 合計 263,489円

入院外

80 その他	ニ	円	
診断書料	1 通	ヘ	3,000 円
明細書料	通	ト	円

入院外は食事の欄がないためD欄は、
(ニ)その他(ホ)診断書(ヘ)明細書を合算する

よくある質問



Q1 必ず基準案で請求しなければならないですか? 従来どおりの請求では、受け付けてもらえないですか?

基準案は、採用の可否を医療機関で決定いただく「手上げ方式」です。従来どおりの自由診療による請求でも受け付けられます。



Q2 基準案に変更する場合には、医師会や保険会社等に届け出る必要はありますか?

必要ありません。基準案用の診療報酬明細書に記入のうえ、請求する保険会社に送付してください。なお、基準案用の診療報酬明細書を取り寄せる必要がある場合は、請求先の保険会社に連絡してください。



Q3 診断書や診療報酬明細書の様式は変わりますか? また、共に毎月請求しなければならないのですか?

診断書に変更はありませんが、診療報酬明細書は専用の用紙を用意しています。請求については、保険会社から患者、医療機関双方への早期支払いのため、できるだけ毎月提出してください。なお、月末の事故ではこの限りではありません。



Q4 他の都道府県に住んでいる患者が来院した場合には、基準案は使えますか?

使えます。基準案を採用した医療機関であれば、患者の住所に係わらず基準案によって算定することができます。



Q5 労災保険で認められている療養の給付請求書取扱料2,000円は請求できますか?

請求できません。診断書料、診療報酬明細書料が療養の給付請求書取扱料に代わる文書料です。



Q6 初回入院時諸費用は、他の医療機関から転医して入院した場合でも算定できますか?

算定できます。なお、初回入院時に1医療機関1回限りであるため、同一医療機関での再入院の場合は算定できません。



Q7 任意一括払いで保険会社に請求しましたが、2カ月以上も支払われない場合どうしたらよいですか?

保険会社は、基準案導入の際、医療機関から請求を受理した翌月末までに支払うことを合意しています。2カ月以上支払いがない場合には、保険会社に督促してください。

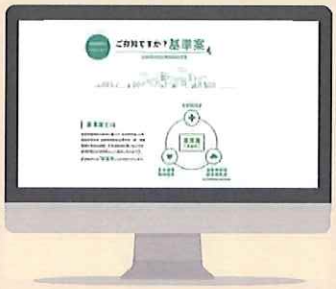


Q8 医療機関独自の請求項目やルールを設けていますが、基準案導入後も利用してもよいですか? また、基準案の内容をアレンジして請求することは可能ですか?

基準案での請求をする場合は、医療機関独自の請求を併用することは認められません。

お役立ち情報

本冊子の解説動画をホームページに掲載しています



・パソコン、タブレット、スマホで閲覧可能です
・解説動画は、ナレーションや字幕で視聴できます

https://www.sonpo.or.jp/medical_kijyunnann/



交通事故被害者のために

交通事故の被害者に最低限知っておきたいポイントをまとめた冊子

https://www.sonpo.or.jp/report/publish/bousai/trf_0001.html



医療費請求のしおり

医療機関の日常の実務において、請求手続きをわかりやすくまとめた冊子

※本冊子は、各都道府県で開催されている自賠責保険研修会を通じて配付しております。

自賠責保険

診療費算定の手引き

（基準案の利用について）



発行日：2022年10月
発行者：一般社団法人 日本損害保険協会
〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

https://www.sonpo.or.jp/

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C016129